議案第６１号

田川地区斎場組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８９条の規定により、田川地区斎場組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおり構成町村と協議の上、定めるものとする。

令和７年１２月１日提出

田川市長　　村　上　卓　哉

理　由

本案は、田川地区斎場組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおり構成町村と協議の上、定めることについて、地方自治法第２９０条の規定により議会の議決を求めるものである。

# 財産処分に関する協議書（案）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、田川地区斎場組合の解散に伴う財産処分を次のとおり定める。

田川地区斎場組合の財産は、全て田川地区広域環境衛生施設組合に帰属させる。

この協議書の成立を証するため本書８通を作成し、それぞれが記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

田川市長　　村　上　卓　哉

香春町長　　鶴　我　繁　和

添田町長　　寺　西　明　男

川崎町長　　原　口　正　弘

糸田町長　　森　下　博　輝

大任町長　　永　原　譲　二

福智町長　　黒　土　孝　司

赤　村　長　　中　　村　　孝